

## 制限付一般競争入札公告

守山市南部（第2期）地区都市再生整備計画事後評価業務について制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和6年6月26日

守山市長 森 中 高 史

### 1 委託業務の概要

- (1) 入札番号 0712-1
- (2) 業務名 守山市南部（第2期）地区都市再生整備計画事後評価業務
- (3) 履行場所 守山市内
- (4) 履行期間 契約締結日から令和7年3月25日まで
- (5) 業務概要 守山市南部（第2期）地区都市再生整備計画事後評価に係る調査等支援業務

### 2 入札方法および開札日時等

- (1) 郵便による入札とする。（郵便入札封筒記載例を参照のこと）
- (2) 封筒の表面に朱書きで「入札書等在中」と表記し、入札番号等の必要事項を記載のうえ、一般書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便のいずれかで入札書等到達期日必着とする。（指定郵便以外、期日後着または必要事項が記載されていない場合等は返却します。）
- (3) 送付先 〒524-8799 近江守山郵便局留 守山市役所 総務部 契約検査課
- (4) 入札書到達期日 令和6年7月10日（水）  
入札書到達期日間際に手続をされる場合は、必ず窓口で到達期日を確認して下さい。  
入札書に記載する日付は、作成日とすること。
- (5) 提出書類等  
入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、提出すること。添付がない場合は無効とする。また、再申請は認めない。
  - ア 制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
  - イ 業務実績等調書（様式第2号）  
業務実績等調書には、次のいずれかの書類を添付すること。
    - (ア) 委託業務契約書および仕様書の写し
    - (イ) 履行証明書の写し
  - ウ 配置予定（技術）者調書（様式第3号）  
配置予定（技術）者調書には、技術士（建設部門・都市及び地方計画）の資格

を有することが確認できる書類を添付すること。

- (6) 郵送開始日 令和6年7月5日（金）
- (7) 開札日時 令和6年7月12日（金） 午前9時30分
- (8) 開札場所 守山市役所 3階 32会議室
- (9) その他 郵便入札された方等は、当該入札の開札に傍聴、立会いできます。

- 3 保証金 入札保証金および契約保証金は、免除する。
- 4 違約金 落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5を徴収する。
- 5 前金払 前金払は行わない。
- 6 部分払 部分払は行わない。
- 7 予定価格 設定する（非公表）。
- 8 最低制限価格 最低制限価格は設けない。
- 9 無効入札

- (1) 入札参加資格のない者（代理人等）のした入札
- (2) 入札者が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (3) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札書
- (4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (5) 入札書記載の金額を加除訂正した入札書
- (6) 入札書到達期日より後に到達した入札書
- (7) 代表者が同一の複数の入札書
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

#### 10 入札参加資格に関する事項

令和6年度守山市役務委託等業務業者登録名簿に登録されている者で、次に掲げる要件をすべて満たす者のみが、この入札に参加することができる。ただし、開札まで次に掲げる要件を満たしていることを必須とし、要件を満たさなくなった場合は入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 滋賀県内に本店または委任のある支店・営業所を有する者
- (3) 主任技術者または担当技術者は、都市計画分野における「交付金の事後評価」業務の実績を有していること。
- (4) 管理技術者および照査技術者として、技術士（建設部門・都市及び地方計画）を配置できること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 守山市建設工事等入札参加資格停止基準（平成23年告示第158号）に基づく入札参加資格停止およびその他措置を受けていない者

(7) 業務実績

令和3年4月1日以降、国、地方公共団体または公共法人が発注し、公告日の前日までに完了し引渡し済の次の要件を満たす業務の実績を有する者

「交付金の事後評価」の業務実績

(8) 次に規定する者およびこれらの者が役員等になり、またはその経営に実質的に関与している法人その他の団体は入札に参加することができない。

ア 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

イ 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員

ウ 暴力団関係者 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者をいう。

(ア) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

(イ) 暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者

(ウ) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(エ) 暴力団、暴力団員または(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

11 落札者の決定

(1) 提出書類等は、開札後の事後審査とする。

(2) 落札予定者（最低入札価格の者）が提出書類等により、入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格を有する者であるならば、落札決定し契約を締結する。

(3) 落札予定者に入札参加資格がないと認めた場合は無効となり、次に入札価格が低い者から同様に審査していく。

(4) 落札者のないときは、別途日時を定め再度入札を行うことがある。

(5) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、後日、日時を定めくじにより落札者を決定する。

12 その他必要事項

(1) 落札者は落札決定の通知を受けたときは、10日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。また、落札者は落札決定後、速やかに契約の締結方法について、書面または電子で行うかを担当者に申し出ること。電子契約を希望する場合は、電子契約サービス利用申出書を提出すること。

(2) 仕様書等を熟知しておくこと。

(3) 仕様書等の閲覧場所

守山市ホームページおよび守山市役所都市計画・交通政策課カウンター

- (4) 仕様書等の質疑は7月2日正午までとし、文書で都市計画・交通政策課に提出すること。回答は質疑のあった場合のみ7月4日から都市計画・交通政策課で提示する。
- (5) この業務の入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (6) 落札者の決定から契約締結までの間において、当該落札決定者が守山市建設工事等入札参加資格停止基準第3条および第4条に基づく入札参加資格停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。

13 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者または免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

14 発注担当課

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

守山市役所 都市経済部 都市計画・交通政策課 担当者 福谷

TEL 077-582-1132 FAX 077-582-6947

15 入札に関する問合せ先

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

守山市役所 総務部 契約検査課

TEL 077-582-1147 FAX 077-582-0539